

1章．住生活基本計画策定の趣旨

1．計画の目的

本格的な人口・世帯数減少社会の到来を目前に控え、国民の豊かな住生活の実現のため、平成18年6月に住生活基本法*が制定され、あわせて住生活基本計画（全国計画）*が策定されました。これにより、住宅の「量」の確保を図る政策から、住宅セーフティネット*の確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る政策へ本格的な転換が図られました。また、鹿児島県においても、全国計画に即して平成19年3月に鹿児島県住生活基本計画が策定されました。

以降、国や県において、住生活基本計画の見直しが行われ、令和3年3月の全国計画の見直しでは、社会環境の変化を踏まえた新たな日常や豪雨災害等に対応した施策の方向性、2050年カーボンニュートラル*の実現に向けた施策の方向性等が示されています。

本市においても、市営住宅の供給をはじめとする住宅施策を実施しており、住生活基本法制定以降は、国や県が策定した住生活基本計画を踏まえながら、多様な取組を進めています。

このような中、平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法*」が公布され、特定空家等*に対する措置や空家の活用のための対策の実施などが位置づけられました。また、令和2年には「マンションの管理の適正化の推進に関する法律*」が改正され、マンションの維持管理の適正化などの取組が強化されるなど、住生活に関する多様な法整備が行われつつあります。さらに、新型コロナウイルス感染症*の流行を機に多様なニーズへの対応、激甚化する災害への対応、脱炭素社会の実現など、社会環境の変化に伴って住生活の課題が多様化しており、総合的、計画的に住宅政策に取り組むことが求められています。

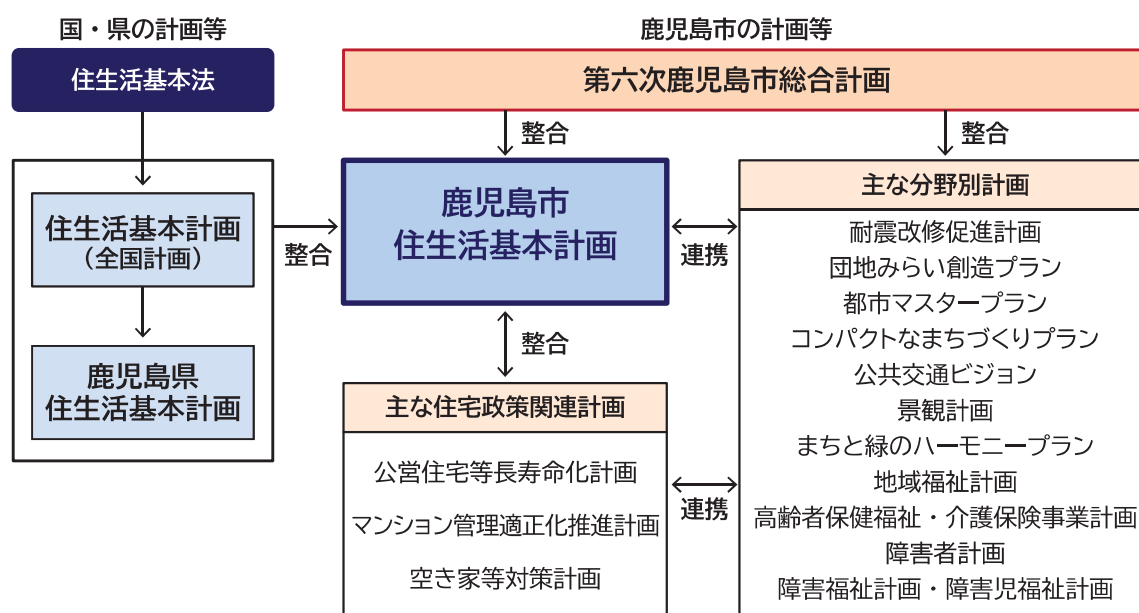
このような社会的背景を踏まえ、桜島・錦江湾に代表される多彩な自然環境や個性あふれる歴史・文化に育まれた暮らしを将来に継承しつつ、市民の住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的に、本市の住宅政策の基本的な方向性を示す「鹿児島市住生活基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法に基づく国及び県の住生活基本計画を踏まえ、本市における市民の住生活の安定の確保及び向上に関する基本的な計画として策定します。

また、住生活は、都市計画、道路・交通等の住環境の整備、福祉の充実など、住宅以外の分野とも密接な関わりがあることから、上位計画である第六次鹿児島市総合計画と整合を図りつつ、各種関連計画と連携しながら、豊かな住生活の実現に取り組みます。

■計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和15年度の10年間とします。なお、社会情勢の変化や施策の進捗状況、全国計画や県計画の改定状況、関連する計画等との整合性などを踏まえ、概ね5年を目安に見直しを行うこととします。

■計画期間

